

社会福祉法人 たすけあいゆい
令和3年度事業計画

社会福祉法人 たすけあいゆい 令和3年度 事業計画

I 基本運営方針

1 はじめに

新型コロナウイルスの流行による事業への影響を最小限にできるよう、法人一丸となって感染予防に取り組み、利用者、職員に不利益の無いよう事業の継続を目指す。

中長期計画の5年目を迎え、福祉を取り巻く社会情勢の変化が著しい中であっても地域のニーズをとらえ続け、組織体制の強化充実、及び地域貢献、地域連携に取り組む。

2 サービスの変更・拡充

・コミュニティサロンおさんで実施していた「おさん・ひなた塾と子ども食堂」を令和3年1月末で閉塾した。同年2月1日より、南区の寄り添い型生活支援事業「ゆいひなた塾」としてリニューアルオープンし、生活スキル、学習面の支援を始めた。定期的に子どもが参加しやすいよう、様々な取り組みを実施する。

・放課後等デイサービスさくらんぼを休止し、午前中に実施する児童発達支援さくらんぼの定員を10名として事業所の運営を継続する。障害児支援として保護者がどのようなサービスを必要としているのか、子どもの将来を見据えた中で児童発達支援事業の拡充か、保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業の展開か、子どものより良い成長の支えとなる事業展開を考えていきたい。また事業運営上の人員配置基準を整えるために営業日を変更し、日・月曜日を休業日としたい。

3 法人全体の経営体質の強化

・新型コロナウイルス感染防止対策の継続

新型コロナウイルス感染防止対策を継続し、事業運営が継続できるように努める。職員の感染防止対策の一環として民間検査会社へ委託しPCR検査の実施や自治体で進めているワクチン接種の状況に合わせて速やかに接種できるよう事業運営などを必要に応じて調整し、感染防止対策を優先する。

・ICTの導入を進める

高齢部門で導入を検討しているICTソフトの検証を進め、管理職の事務業務量の負担を軽減する。また、管理職がテレワークできるよう環境整備を継続する。

・有給休暇取得の推進を継続する。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、就業規則を改定し、年次有給休暇10日以上職員に対し、そのうち5日間は当該年度内に消化できるよう、不足分の人材を事業所間で補いあえるよう取り組む。

4 部門別事業計画案

高齢者・まちづくり部門全体の事業計画

- ① 高齢部門事業所間の連携の強化を行う。(新規利用者の獲得、スタッフの連携、機能訓練の研修、事例困難ケースの共有、近隣エリア内サービス事業所の情報共有等)
- ② 睦ケアプラザを中心とし、部門内において地域の情報共有を行い地域との繋がりを継続していく。
- ③ 介護請求ソフトを統一する
 - ・事業所間でコスト削減及びデータ連携のシステムを構築し部門内事業所間にて作業の効率化を図る。
 - ・事務局本部と連携図り、介護請求ソフトを活用し勤怠管理をおこない連携を強化する。
- ④ コロナウィルス感染防止対策を徹底し、安全に事業運営を継続する(PCR 検査キットの活用、情報共有の徹底)

障害児・者部門全体の事業計画

- ① 新型コロナウイルス感染対策を継続し、利用者、職員が安心、安全に過ごせるようにする。
- ② 月 1 回の部門会義での情報共有、事例検討、合同での内部研修の企画・実施などの協力体制を強化し、人材育成やそれぞれの円滑な事業運営、サービス向上につなげる。
- ③ 地域とのつながりや地域貢献も踏まえ、他部門との情報共有、連携を深める。
- ④ 管理者、職員の有給休暇取得促進継続に伴い、職員の交流など部門間で協力し、体制を整える。

子ども家庭・まちづくり部門

- ① 子どもの意見を聞き、子ども中心の支援を目指す。また家族にも目をむけ全体としての支援に繋げていく。
- ② 令和 3 年 2 月 子どもの貧困対策事業として「ゆいひなた塾」を立ち上げた。また 4 月から横浜市乳幼児一時預かり事業として「つくしんぼ」が運営される。様々な支援を必要とする子ども達の居場所となるべく地域に根差した取り組みを行っていく。
- ③ 睦母子生活支援施設と 3 つの児童家庭センター(むつみの木、ゆいの木、さくらの木)が利用者の安心安全な生活を守れるよう徹底した衛生管理と新型コロナウイルス感染予防に努めていく。
- ④ 心理士、社会福祉士、保育士等各職種の専門性を活かし、相互の連携を深め、人材育成に取り組んでいく。
- ⑤ 管理者、職員の有給休暇取得促進継続に伴い、部門間で協力し体制を整える。